

第48号議案 品川区放課後児童健全育成事業の設備および 運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備および運営については、児童福祉法により、条例でこれらに関する基準を定めることとなっており、品川区では、「品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」を制定している。

今般、国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」が改正されたことをうけ、放課後児童支援員となる要件について、有効な教員免許状を所持する者を対象とする内容に整備されたことをうけ、所要の改正を行う必要がある。

2. 新旧対照表

新	旧
品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日 条例第23号 (職員)	品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日 条例第23号 (職員)
第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者
(4) (略)	(4) (略)

3. 施行期日

公布の日から施行する。